令和７(2025)年度感染症対策デジタル情報発信・分析業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する感染症に関する感染症対策デジタル情報発信・分析業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

１　業務の趣旨・目的

本業務では、感染症対策の取組の一環として、県民に対し、感染症に関する適切な知識を普及させ、基本的な感染対策の実践等を促すことを目的とする。

具体的には、「梅毒の予防及び早期発見・早期治療の啓発」及び「感染症の発生動向を踏まえた基本的な感染対策の周知」を行う。

令和６(2024)年の県内における梅毒患者報告数は186件で、平成11(1999)年に感染症法に基づく感染症発生動向調査が始まって以降、最多となった。令和７(2025)年においても過去２番目のペースで推移している。梅毒について、県民に対し、ウェブサイトや各種アプリケーション等の広告枠に表示される画像・テキスト広告（以下「ディスプレイ広告」という。）の配信を行い、感染予防及び早期発見・早期治療の促進を強化する。

また、感染症が流行した際又は流行の兆しが見られた際に、感染症の発生動向を踏まえた適切な感染対策等の情報を、適切な時期に、県民に対し周知することが求められる。そのため、感染症予防啓発に係る動画広告の配信を行い、感染症に対する県民の意識を高める。

２　委託期間

契約締結の日から令和８(2026)年３月19日（木）まで

３　委託予定金額

7,969,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

４　業務の内容

(1) 広告配信の実施

	梅毒の予防及び早期発見・早期治療の啓発	感染症の発生動向を踏まえた基本的な感染対策の周知
目的	梅毒の予防啓発及び受検の促進	感染症に関する適切な知識の周知及び感染対策実行の促進
ターゲット	栃木県内在住10代～60代男女（男性は特に20代～50代、女性は特に20代・30代）	栃木県内在住者

配信時期	令和７(2025)年12月中旬～令和８(2026)年３月の間の２か月間を想定。ただし、配信開始時期については、可能な限り早期であることが望ましい。	
広告配信	ディスプレイ広告を実施すること。	動画広告を実施すること。
配信内容	原則、県が所有するバナー画像（別添画像１～４）を配信する。 配信期間中に適宜配信成果を分析し、随時配信するバナーを決定する。詳細は甲と協議する。 ただし、広告掲出先の選択等と合わせて、広告が最適に表示されるよう、必要に応じて加工等をして、適切なものを使用すること。その際、甲の承認を受けるものとする。	原則、県が所有する動画(https://youtu.be/1ChCPZcjSiM)を配信する。ただし、必要に応じて、前述動画と同内容の県が所有する縦動画を配信する。詳細は甲と協議する。
広告からの誘導先Webサイト	https://www.pref.tochigi.lg.jp/ e04/2023syphilis.html	https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/h25houdoukansentantou/2023infections.html
配信プラットフォーム	原則、Google Display Network、Yahoo Display Ads、Instagram、LINE等から複数。詳細は甲と協議する。	原則、YouTube、Instagram等から複数。詳細は甲と協議する。
目標値	リーチ数：1,100,000回（参考：栃木県15～64歳人口約110万人×フリークエンシー１回）	視聴完了数（スキップできない部分）：1,890,000回（参考：栃木県の人口約189万人×フリークエンシー１回）
配信費の目安	1,328千円。あくまで目標値達成のための目安であり、詳細は甲と協議する。	6,641千円。あくまで目標値達成のための目安であり、詳細は甲と協議する。
補足	・目標値を達成できるよう、配信スケジュールを作成し、甲と協議の上、配信時期を決定すること。 ・予算規模に達しないうちに、目標回数を達成した場合であっても広告の配信を継続し、予算内での業務目的達成のための広告配信最適化を図	

	ること。 ・上記金額は予算配分の目安とし、業務目的達成及び目標値のため必要な予算を配分すること。
シミュレーション	目標値を達成するための広告媒体・メニューを選定し、効果の良い媒体に傾斜が掛けられることも視野に入れて計画し、シミュレーションを提出すること。
広告配信先の設定	・広告の配信先については、ターゲット層のデジタルデバイスの保有・使用状況等を踏まえ、適切なバランスで設定すること。

(2) 効果測定及び報告

ア　効果検証のスキームについて、概要や考え方を企画提案書に具体的に記載し、これらを基礎資料として、甲と協議の上で決定するものとする。

イ　各媒体の管理画面数値、Google Analytics 等で、広告の表示回数、クリック数、CTR、CPC、CV 数、CPA、ユーザー属性（年齢・地域・デモグラ、特性等）、サイト誘導状況（広告経由の直帰率等）等を分析し、定期的かつ甲の求めに応じて報告するとともに、ターゲティング手法、配信手法等の改善策を甲と協議の上実施すること。

ウ　広告配信開始後月に２回程度のミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、中間レポートを１回提出すること。なお、ミーティングを対面で行う場合は、原則として発注者の所在地にて実施する。

エ　広告配信完了後、広告及びウェブサイトについて、メディアプランニング等を評価する視点を取り入れたアクセス分析を行い、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。

(3) その他

ア　スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android 系端末等において支障なく利用できることを確認すること。

イ　PCについては、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることを確認すること。

ウ　OS、ブラウザについては、一般的に普及しているOS（Windows、MacOS、Linux 等）、ブラウザ（IE、Safari、Google Chrome、Firefox等）により支障なく利用できるものとすること。

エ　県が所有するクリエイティブを加工等して制作したクリエイティブ等も含めた制作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第18条第１

項、第19条第１項及び第20条第１項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

オ　クリエイティブの加工等に係る写真素材等を使用する場合の準備に関して、その一切の調整及び許認可等の諸手続は、乙が行うこと。なお、当該年度及び過年度に実施した本県事業関連の写真等については、協議の上、甲が提供する。

カ　クリエイティブ等制作物の完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

キ　見積書や請求書の作成に当たっては、業務の透明性を確保するため、「広告配信費（広告配信原価）」、「広告管理運用費」、「クリエイティブ等加工費」、「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。

ク　企画提案のあった内容を元に「業務企画書」（業務計画書や実施行程表を含む）を作成し、甲の承認を得ること。

ケ　各業務の詳細について甲と協議の上で決定し、進捗状況を綿密に報告すること。

５　委託費の支払い等

委託費の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

６　提出物、提出期限及び提出場所

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類又は電子データを提出しなければならない。

(1) 提出物

ア　契約締結時に速やかに提出するもの

(ｱ)　４(3)クの企画提案の内容を基に、業務スキームを含めた委託業務全体のスケジュールについて盛り込んだ「業務企画書」（業務計画書及び実施工程表を含む。）

(ｲ)　総括責任者通知書

(ｳ)　その他甲が必要と認める書類又は電子データ

イ　業務実施中に提出するもの

(ｱ)　４(2)ウの中間レポート

(ｲ)　その他甲が必要と認める書類又は電子データ

ウ　業務完了後に速やかに提出するもの

(ｱ)　実施報告書（Ａ４版）紙媒体

(ｲ)　４(2)エの分析結果報告書（Ａ４版）紙媒体

(ｳ)　完了届（Ａ４版）紙媒体

(ｴ)　(ｱ)の実施報告書、(ｲ)の分析結果報告書及び(ｳ)の完了届等の電子データを格納したUSBメモリ１個

(ｵ)　その他甲が必要と認める書類又は電子データ

(2) 提出期限

令和８(2026)年３月19日（木）まで

(3) 提出場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20（北別館３階）

栃木県保健福祉部感染症対策課

電話：028-623-2833

電子メール：shinkoukansensyou@pref.tochigi.lg.jp

７　その他

(1) 本業務の成果はすべて甲に帰属する。

(2) 本業務の実施に当たっては、本仕様書の範囲において甲と乙が協議を重ねながら適正に履行すること。

(3) 提出物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

(4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(5) 乙は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、第三者に委託することができるものとする。

(6) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。

(7) 乙は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、甲と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(8) 業務を実施するに当たっては、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」及び「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

画像１-(1)

画像１-(2)

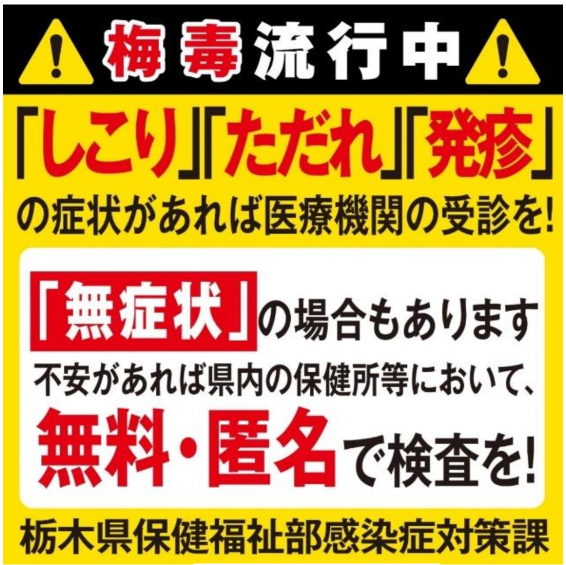

画像１-(3)

画像2-(1)

画像2-(2)

画像2-(3)

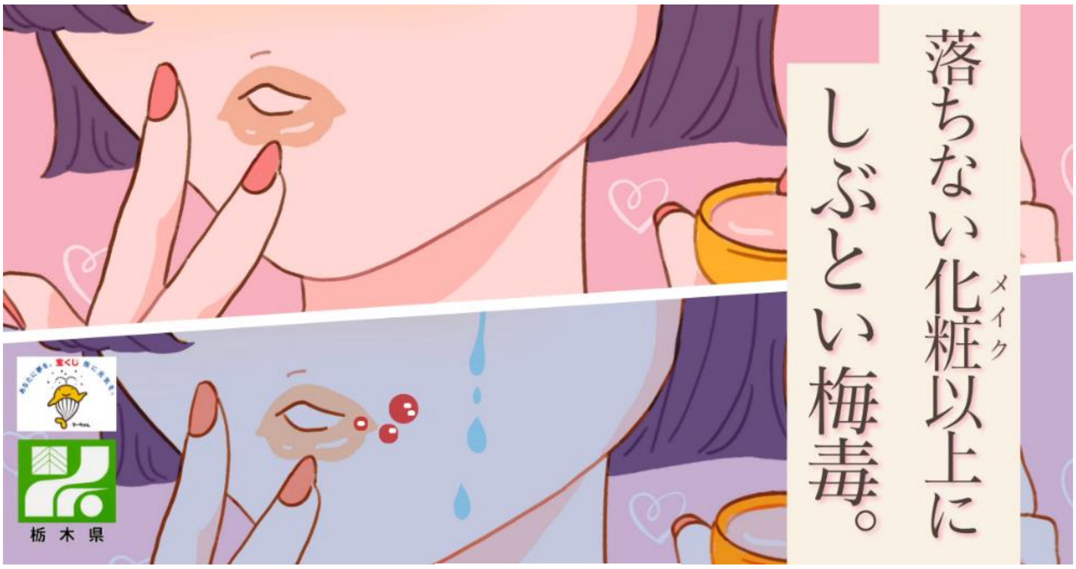

画像 3 -(1)

画像 3 -(2)

画像 3 -(3)

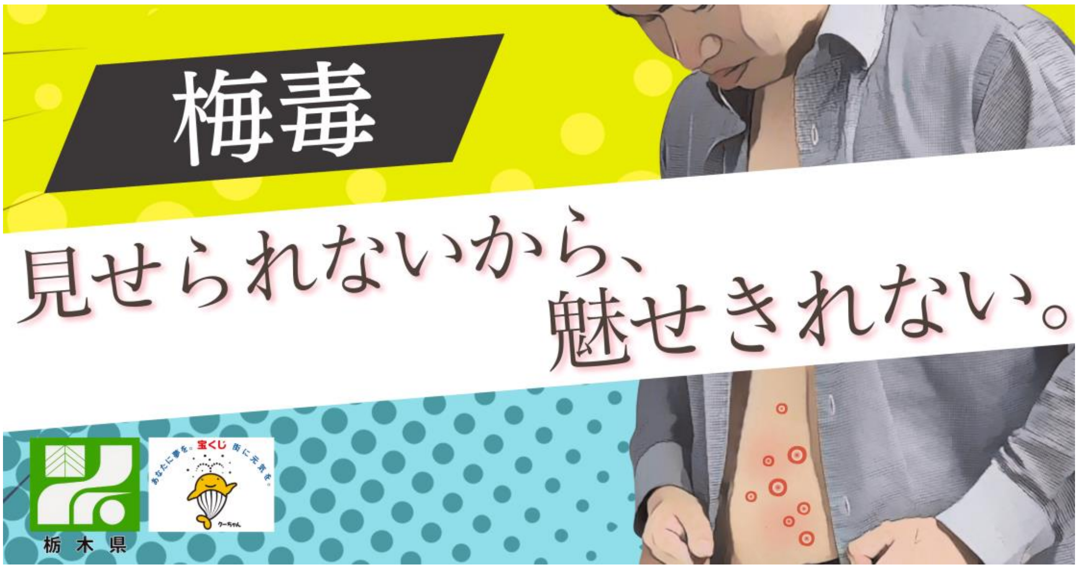

画像 4 -(1)

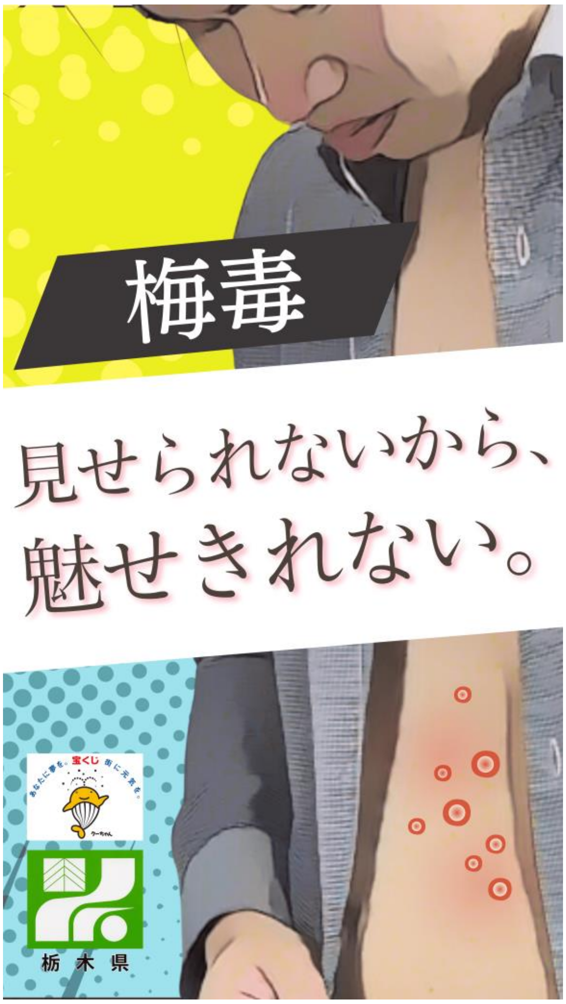

画像 4 -(2)

画像 4 -(3)

別記

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

１　ウェブサイト制作に関する業務

⑴　ウェブサイトを新規制作又は改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は甲と協議の上決定すること。

⑵　ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。

⑶　ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。

⑷　ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。

⑸　SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。

⑹　ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

２　Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

⑴　本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。

⑵　複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用又は新規導入については、甲と適宜検討すること。

⑶　「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。

⑷　各種アカウント作成時には、内容について甲の承認を得ること。また、本事業にお

いて作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を甲に譲渡すること。

３　栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

⑴　本事業に関連するウェブサイトに、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、甲が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。

⑵　乙は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を甲に報告すること。

⑶　各種設定には、内容について甲の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を甲に譲渡すること。

４　適正なデジタルプロモーションの実施

⑴　透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

⑵　甲が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（ＤＭシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。

⑶　本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に甲が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

⑷　本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。

⑸　広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、甲へ報告すること。

⑹　広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を甲へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイクライアントセンター）とリンクすること。

⑺　広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

５　Google広告を利用する場合

⑴　Google広告アカウントを栃木県MCC（マイクライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。

⑵　リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、甲の指定する方法に従い運用すること。

⑶　Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合に

は、甲とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

⑷　リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

６　Yahoo!広告を利用する場合

⑴　Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイクライアントセンター）とリンクすること。

⑵　リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、甲の指定する方法に従い運用すること。

⑶　Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、甲とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

７　ＳＮＳ広告を利用する場合

⑴　ＳＮＳ広告アカウントを栃木県公式ＳＮＳビジネスマネージャや甲が指定するＳＮＳページとリンクすること。

⑵　ＳＮＳ広告を実施する場合は、甲に対して当該ＳＮＳのアナリストの権限を付与すること。

⑶　リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、甲の指定する方法に従い運用すること。

８　動画制作・動画広告を実施する場合

⑴　甲が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。

⑵　YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。

⑶　動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

９　その他

⑴　広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。

⑵　事業実施により取得したCookieと乙が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（従事者の監督等）

第３　乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

２　乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

３　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（収集の制限）

第４　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第５　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第６　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定等）

第７　乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、そ

の作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第８　乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

（資料等の廃棄等）

第 10　乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

（再委託）

第 11　乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

２　乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

３　個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

４　個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

（事故発生時における報告）

第 12　乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（実地調査等）

第 13　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

（指示）

第 14　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。